

## 令和2年度軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊車、軽自動車などを所有している方に課税されます。令和2年度の税額は下記の通りです。

問 税務課税政係（内線141）

### 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊車、二輪車などの税額

車種・排気量		税額（年額）
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（コンバイン、トラクターなど）	2,400円
	その他の特殊作業用（フォークリフトなど）	5,900円
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円
小型自動車	二輪で総排気量が250ccを超える	6,000円

### 四輪以上の軽自動車の税額

車両区分			税額（年額）		
			平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	新規検査から13年経過した車両（重課）
四輪以上で排気量が660cc以下	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

#### ■グリーン化特例

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規検査を受けた排出ガス・燃費性能の優れた車両は、軽自動車税が軽減されます（1年限り）。

#### ■障がいのある方の軽自動車税の減免

次のいずれかに該当する軽自動車などが対象となります。

- ▷18歳以上の身体障がい者が所有し、障がい者本人または同一生計の方が運転するもの
- ▷18歳未満の身体障がい者本人または同一生計の方が所有し、同一生計の方が運転するもの
- ▷精神障がい者・知的障がい者本人または同一生計の方が所有し、同一生計の方が運転するもの

※今年度より減免対象となる運転者（本人または同一世帯など）の範囲が拡充されました。減免対象となる等級・必要な書類など、詳細は問い合わせください。

申請期限 5月25日（月）